

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 医療D X推進体制整備加算
- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 歯科治療時医療管理料
- 在宅患者歯科治療時医療管理料
- 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- 手術用顕微鏡加算
- CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー
- 歯根端切除手術の注3
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 酸素の購入単価
- 金属床による総義歯の提供

（金属総義歯）第 961 号 徴収開始年月日：平成 13 年 7 月 1 日

金属	その他金属	上顎	下顎
03:コバルト		220,000	220,000
04:チタン		330,000	330,000

- う蝕に罹患している患者の指導管理

（う蝕管理）第 312 号 徴収開始年月日：平成 19 年 7 月 1 日

継続管理種類	価格
01:フッ化物局所	2,200

（2025 年 3 月 3 日時点）